2026年11月５日
（一社）日本民間放送連盟

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見

・　第７章（１）①／第３部資料編について

●　民間放送事業者は、市民の「知る権利」に応える日々のジャーナリズム活動により、健全な民主主義の発達に資する役割を担い、機能を果たしています。このことは、放送法第１条に放送事業者の職責として明記もされています。日常的には娯楽を含む多様で豊かな放送番組をあまねく届けるとともに、非常災害時には国民の生命・財産を守るための情報のライフラインの役割を果たしています。また、テレビ・ラジオのみならず、さまざまなメディアを通じて、取材に裏打ちされた正確な情報を発信することで、デジタル情報空間の健全性の維持に寄与しています。

●　「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」の第３部資料編のうち、「教育課程における『メディアリテラシー』の位置づけ」（773ページ）に記載されているとおり、「民主主義社会におけるメディアの役割と機能を理解すること」は、玉石混交の情報が乱れ飛ぶデジタル情報空間のなかで、何が信頼できる情報であるかを見極める力を身に付けるために、きわめて重要です。

情報空間においては、第７章（１）①（71ページ）にあるとおり、ＳＮＳ等を介した偽・誤情報の拡散、フィルターバブルやエコーチェンバーといった社会問題が顕在化しています。情報の自律的な受け手として子どもたちが成長するためには、取材、事実確認、編集などを経て情報が社会に発信される過程や、民間放送をはじめとする報道機関が果たしている役割について理解を深めることが必要だと考えます。

●　民放各社はメディアリテラシー活動に取り組んでおり、▽学校などに社員を派遣し、情報の扱い方を説明する“出前授業”、▽放送局の仕事や、情報が発信されるまでの過程を見学しながら学ぶ局内見学（校外学習）、▽メディアリテラシー教育に関するウェブサイトや教材の作成――などを行っています。また、当連盟は会員社が実施するメディアリテラシー活動のさらなる発展と定着を図ることを目的に、2012年度から各社の取り組みに助成を行っています。さらに、2025年度には、小学校高学年から中学生向けの利用を想定した、メディアリテラシー教育の参考となるチェックリストを作成しました。こうした民放各社や民放連の取り組みの情報を「民放メディアリテラシーポータルサイト」に一元化して掲載しています。メディアリテラシーの学習にあたっては、教職員が授業準備や指導の参考として手軽に参照・活用できるよう、今後作成される学習指導要領解説や指導資料等において、こうしたポータルサイトをＵＲＬや二次元コードとともに紹介いただくことを要望します。また、各地域の民放各社と教育現場の連携を促進することも有効だと考えます。

●　審議まとめにおいて、放送に関する記述は限られています。小学校の総合的な学習（探究）の時間に設けられる「情報の領域」や中学校の「情報・技術科」、高等学校の「情報科」等における学習、今後作成される学習指導要領解説や指導事例などにおいて、新聞とともに、放送を含むメディアの役割や特性を取り上げていただくよう要望します。

以　上